

資料提供

平成 30 年 5 月 25 日

課名:産業廃棄物対策課

担当:重野

内線:2963

外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社井口工業に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県東部厚生環境事務所福山支所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	いのくちこうぎょう 株式会社井口工業 ごうまる しんきち 代表取締役 郷丸 晋吉 （広島県福山市駅家町大字万能倉 1399 番地）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第 03407149782 号 許可年月日：平成 26 年 7 月 3 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	平成 30 年 5 月 25 日
処分理由	同社は、平成 30 年 2 月 2 日付けで、広島地方裁判所福山支部から破産手続開始の決定を受けた。 このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号の規定に該当するものとして法第 14 条第 5 項第 2 号イに該当する者のうち法第 7 条第 5 項第 4 号イに規定する者に該当するため。